令和８年（フ）第１５号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1731番地60
破産者　栗原　　豊
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第８号
静岡県裾野市伊豆島田655番地の７、前住所静岡県御殿場市駒門627番地の５
破産者　古賀　俊紀
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
静岡県浜松市中央区渡瀬町421番地の５、前住所静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見9556番地の15　セジュールＫ２南　103号室
破産者　新村　　渡
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
静岡県浜松市中央区参野町375番地の１　コンフォートアパートメント106
破産者　帯金　勇二
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１１６号
愛知県一宮市住吉２丁目３番地28
破産者　ジョージャス雅子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３０号
愛知県稲沢市小池三丁目８番10号　ＡＢＥＮＤ107
破産者　辻　　和也
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第６９９号
京都府京田辺市東鍵田18番地81
破産者　藤川　賢史
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３３号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地30―602
破産者　竹原　武志
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６３５号
広島県安芸郡熊野町城之堀９丁目６番10号
破産者　村上　貴洋
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６２号
山口県下関市豊浦町大字川棚4214番地５
破産者　小池　樹廣
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第４６号
福岡県宮若市鶴田1891番地４
破産者　加藤　貴常
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第６６号
佐賀県伊万里市東山代町長浜2299番地37
破産者　川崎　　亮
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第２９２号
長崎県長崎市平山町740番地２
破産者　山下　達也
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４９号
長崎県長崎市田上３丁目11番16号、旧住所長崎県長崎市新中川町10番29―101号
破産者　岩﨑　亮介
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２９５号
宮崎市鶴島３丁目36番地１　第11シャトーモリオカ301号
破産者　藤田　海斗
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５号
宮崎県延岡市平原町３丁目1204番地７
破産者　楠本　英明
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５０号
宮崎県延岡市構口町１丁目３番地
破産者　田口　光市
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第８号
石川県小松市串町丙41番地１
破産者　樋川　勝美
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和６年（フ）第４７３号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目３番１―301号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番８号シルクハイツ立花103（旧住所）兵庫県尼崎市立花町３丁目21番１―205号
破産者　山下こと　南　まつみ
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係